

— 皆様のご意見をお寄せください —

(仮称) 杉並区暴力団排除条例(案) ・ 骨子  
～安全・安心なまち、杉並区を目指して～

平成 23 年 12 月



## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

区では、安全で安心してくらするまち、杉並区の更なる実現に向けて、制定する予定の（仮称）杉並区暴力団排除条例（案）・骨子につきまして、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づく区民等の意見提出手続（パブリックコメント）により、皆様のご意見をうかがいます。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成24年1月下旬に公表する予定です。

### 【 閲 覧 場 所 】

危機管理室地域安全担当課（区役所東棟5階）、区政資料室（区役所西棟2階）、  
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

◎ 意見募集期間 平成23年12月1日（木）～12月30日（金）

※ 29日及び30日について、図書館以外は、年末閉庁期間となりますので、資料閲覧・意見提出は、区公式ホームページ・Eメールのご利用をお願いいたします。

◎ 意見提出先 杉並区危機管理室地域安全担当  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
FAX 03(3312)3326  
E-mail kikikanri-k@city.suginami.lg.jp

◎ 区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎ 問い合わせ先 杉並区危機管理室地域安全担当  
TEL 03(3312)2111（代表）

# —(仮称) 杉並区暴力団排除条例(案)・骨子について—

近年の暴力団は、振り込め詐欺、薬物密売、殺人、強盗など、多種多様な犯罪に関与しているほか、その実態を隠ぺいしながら、建築業、金融業、産業廃棄物処理業等の事業に介入し、多額の資金を得て組織の勢力を拡大しています。

こうした状況から、全国的に暴力団排除条例制定の気運が高まり、東京都においても平成23年10月1日に「東京都暴力団排除条例」が施行され、これをもってすべての都道府県で条例が施行されました。東京都条例では、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」を基本理念として、東京都、都民及び事業者等の役割などが明確になっています。また、禁止事項などが定められており、規定に違反した場合は、罰則が科せられることもあります。

しかし、東京都条例では、区の契約事務や区の公の施設の貸し出しなどまでは、暴力団を排除することは定めていません。そこで、区は、区の事業や施設から暴力団を排除するとともに、区民、事業者および関係行政機関等が連携して地域社会全体として暴力団排除に取り組むため、条例を制定していくこととしました。

## 条例(案)・骨子の概要

### (1) 目的

暴力団の排除活動を進めることにより、区民の安全と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とします。

### (2) 基本理念

暴力団の排除に関しては、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」を基本理念とした活動に努めます。

### (3) 区の責務

区は、区民、事業者および関係行政機関等との連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を推進します。

### (4) 区民等の責務

区民は、暴力団排除の基本理念に基づき、暴力団排除に関する情報を知った場合には、区や警察等に当該情報を提供するとともに、区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するように努めます。

**(5) 区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等**

区職員の安全及び公務の適正を図るため、対処方針やその他必要な措置を講じます。

**(6) 不当要求行為に対する措置**

区は、暴力団員から区民や職員に対して不当な要求または危害が加えられるおそれがあることを知った場合には、警察等に連絡し、協力を得ながら必要な措置を講じます。

**(7) 区の事務事業に係る措置**

区が実施する事務および事業が暴力団の利益にならないように、暴力団員や暴力団関係者を区が実施する入札に参加させないなどの措置を講じます。

**(8) 公の施設の利用に関する措置**

区が設置する公の施設のうち、集会場、体育館等の利用が暴力団の活動を助長し、または暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用を拒否する措置を講じます。

**(9) 補助金の交付等における措置**

区は、補助金、利子補助金の交付又は貸付金の貸し付けにより、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することがないよう、必要な措置を講じます。

**(10) 各種証明書の交付等における措置**

区は、各種証明書を交付するにあたり、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することがないよう、必要な措置を講じます。

**(11) 広報及び啓発**

区民、区および警察が連携し、暴力団排除に関する情報を提供します。

**(12) 区民等に対する支援**

区は、区民等が暴力団排除活動に取り組むことができるよう支援します。

**(13) 青少年の教育に関する支援**

青少年（18歳未満）に対して、暴力団加入を防止し、暴力団犯罪からの被害を防止ため、区が中学校等において生徒に教育を行うほか、教育機関に対し、暴力団の排除に関する情報を提供します。



